

令和4年1月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和4年1月24日（月） 午前10時～午前11時15分

2 場所 市議会全員協議会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第1号 富士宮市指定有形文化財の指定について

第4 議第2号 富士宮市指定有形文化財の指定について

第5 協議事項 特別支援学級等の通学区域の変更及び富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について

第6 令和3年度高校生議会の報告

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・新年のあいさつ

最初に、新年の挨拶ということで、岳南朝日新聞社に年頭所感を上げさせていただきました。内容は、令和の日本型教育の確認になります。例年、新年の挨拶のタイトルは新聞社に任せていますが、その中で、「日本型学校教育の良さ 発展へ」というタイトルをつけていただきました。嬉しかったのは、日本型学校教育の維持という言葉の選択もあったのですが、岳南朝日新聞社が、色々な学校へ取材に行く中で、維持ではなくて発展を選んでいただいたと感じました。あいさつの内容としては、従来の日本型学校教育と、それから新しい学習指導要領が始まった令和の日本型学校教育ということで、それがどう違うかを説明させていただきました。

日本型学校教育の従来の大きな特色として、知、徳、体を一体的に育むということをしてきたわけですが、それが難しくなり、令和の時代にどうしたらそれをより確かなものにしていくのかということが2030年に向けての学習指導要領の一つのテーマになっているので、そのことについて書かせていただきました。あわせて、各校長先生には、来年度のグランドデザインにぜひ取り入れて、見えるような形で保護者に説明していただきたいということをお願いしました。

・新型コロナウイルスの感染状況

新型コロナウイルスの感染状況について、1月17日から学校の対応をレベル1からレベル2に引き上げるということで1月14日に各学校に連絡しました。これは、県の判断を待たなくても市町で判断できるということなので、富士宮市については1月17日からレベル2の対応をするということと1月18日にはそれを受けて対外的な部活動は基本的に中止することについて通知しまし

た。その結果ですけれども、早くレベル2に引き上げたことで、爆発的な感染が防げたかなと思っています。

今後の動向を見ていかないと分からないのですけれども、家族が濃厚接触に特定されるとか、体の調子が悪いといったときに、児童生徒に登校を控えていただくというのがレベル2の対応になります。今後も、このような形で続けていけば、爆発的な感染は防げるかと思えます。

それから、今日の新聞にオミクロン株の感染状況、南アフリカとイギリス、それからアメリカの3つのグラフが掲載されていました。どのグラフもほぼ同じような感染の拡大と収束を見せています。このグラフを見ていきますと、日本についてもピークを迎えるとその後諸外国と同じように収束に向かっていくかと予想できます。富士宮市の対応としては、どれだけ感染拡大が収束するまでの時間に感染を防げるのかということで、期間も同程度で感染の拡大と収束が起こっていますので、デルタ株と同じような特性を持っているのかなと思えます。それから、感染した児童生徒を分析しますと、発症するまでに大体4日程度です。そのため、デルタ株だと5日程度だったのですけれども、1日程度早いということと発熱やその他の症状が出る前からウイルスが拡散していますので、熱を出す少し前に対応することが重要になってくると考えています。

それから、小学生の場合には、家族が感染するとほとんどが感染していたり、クラスの中ですぐ近くの子が感染するということがあって、やはり小学生のほうが少しかかりやすいので、マスクや手洗い、うがいはより重要になってくると認識しています。また何か対策としてこういうことが有効であるというものがあれば、次の定例教育委員会等で報告していきたいと思えます。

・その他報告事項

次に、その他で、登用の状況ですけれども、二次試験が終わりまして、例年、この時期に市町の教育長会がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オンラインで静東教育事務所とお話する形になりました。

第3 議第1号 富士宮市指定有形文化財の指定について

(教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

「日程第3、議第1号 富士宮市指定有形文化財の指定について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(文化課)

それでは、議第1号について説明させていただきます。

本件は、令和3年5月25日に富士宮市教育委員会から諮問いたしました旧池西坊北畠氏文書について、令和3年12月20日に開催いたしました富士宮市文化財保護審議会において、富士宮市指定有形文化財として指定することが適当と答申されましたので、富士宮市文化財保護条例第4条第1項の規定により、富士宮市指定有形文化財に指定しようとするものです。

それでは、指定書を御覧ください。種別は、有形文化財、古文書、名称は旧池西坊北畠氏文書、村山浅間神社所蔵文書、員数は11点です。

裏面を御覧ください。所有者は、宗教法人村山浅間神社でございますが、現在は富士宮市に寄託され、芝川会館にて保管しております。

指定調書を御覧ください。種別、名称、所在地、所有者及び概要は記述のとおりでございます。指定理由は、中世文書 8 点のうち 6 点が今川氏に関するもので、戦国期の村山修験と大名の関係を知る上で貴重なものであるためです。なお、裏面以降に文書の目録と抜粋を添付してあります。

よろしく御審議の上、決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 1 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 1 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議第 2 号 富士宮市指定有形文化財の指定について

(教育長)

次に、「日程第 4、議第 2 号 富士宮市指定有形文化財の指定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(文化課)

続きまして、議第 2 号について説明させていただきます。本件は、議第 1 号と同じく富士宮市文化財保護審議会に諮問いたしました旧大鏡坊富士氏文書、村山浅間神社所蔵文書について、富士宮市指定有形文化財として指定することが適当と答申されましたので、富士宮市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により、富士宮市指定有形文化財に指定しようとするものです。

それでは、指定書を御覧ください。種別は、有形文化財の古文書、名称は旧大鏡坊富士氏文書、村山浅間神社所蔵文書です。員数は 613 点です。

裏面を御覧ください。所有者は、宗教法人村山浅間神社ですが、こちらも先ほどと同様、富士宮市が寄託を受け、芝川会館にて保管しております。

指定調書を御覧ください。種別、名称、所在地及び概要は調書記載のとおりです。指定理由は、鎌倉時代に成立したと考えられる村山興法寺の成立年代や浅間神社との関わり、戦国期の村山修験の動向、近世修験集落の活動及び明治維新における廃仏毀釈に伴う変容など、富士山信仰の総合的研究に欠くことにできない貴重な資料であるためです。なお、裏面以降に文書の目録と抜粋を添付してございます。

よろしく御審議の上、決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 2 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 2 号は原案のとおり可決されました。

第 5 協議事項 特別支援学級等の通学区域の変更及び富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について

(教育長)

次に、「日程第 5、特別支援学級等の通学区域の変更及び富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について」を協議します。

協議に当たり、事務局の説明を求めます。

(学校教育課)

協議事項 特別支援学級等の通学区域の変更及び富士宮市立小中学校通学区域審議会への諮問について、特別支援学級等の通学区域の内規を御覧になってください。御協議いただく内容は、令和 4 年 4 月 1 日から黒田小学校に特別支援学級、知的障害を新設することにより、富士宮市立小中学校の通学区域の変更をすること及び当該案件につきまして、本年 1 月 27 日に開催を予定しております富士宮市立小中学校通学区域審議会へ諮問をするものでございます。

現在、黒田小学校区の対象児童は、大宮小学校が指定校となっており、対象児童数が年々増加する中で、大宮小学校が対象児童を受け入れ切れず、ニーズに合わせた対応が十分できなくなるおそれがございます。また、黒田小学校から大宮小学校までの通学は、児童及び保護者に負担を強いている状態です。今回、黒田小学校に特別支援学級が新設されますと、大宮小学校に集中していた児童を分散することができ、個に応じた細やかな指導や支援を行うことができるようになります。

4 月 1 日から黒田小学校に特別支援学級、知的障害が設置されることに伴いまして、黒田小学校区と東小学校の田中区及び源道寺区を大宮小学校から黒田小学校に変更したいと考えております。通学区域の割り振りは、各小学校の児童数や学校間の距離、地域の行事等を勘案して行いました。つきましては、特別支援学級等の通学区域の変更及び通学区域審議会へ特別支援学級等の通学区域の変更について諮問させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、協議に入ります。御意見がありましたらお願いします。

(教育委員)

今回の黒田小学校への設置については賛成であります。その上で、2つ質問したいと思います。1つは、4月1日からの設置ということですので、教員等の人事については既に今年度中に要求がされ、具体的にそれが実現する方向になっているかどうかということが1点です。

もう一つは、通学区の内規ということで、その障害の種別ごとに各学校区域が定められているわけですが、今回大宮小学校32名という知的障害に関わる子供たちが1クラス、通常の1クラス以上の構成となっており、当事者や学校にもかなり負担がいつていたのだろうということとはよく分かりましたが、そのほかの学校においても同様のことが生じていないかということをお聞きしたいです。

(学校教育課)

今御質問にございました1点目の教員の配置につきましては、義務標準法に基づきまして特別支援学級1学級の児童生徒数が8人と決まっております。黒田小学校に開設する学級が8人以内ということですので、1学級で教員1名の配置が予定されております。また、市におきましては、特別支援教育の充実ということで、支援員の配置についても検討しているところでございますので、教員1名、それから支援員1名の配置を予定しております。

2点目につきましては、大宮小学校のほか、人数が多くなり過ぎている学級等がないかという御質問ですけれども、これにつきましては富士宮第二中学校は来年度、通常学級が9学級ございまして、それに対しまして特別支援学級が7学級あり、知的が6クラス、それから自閉・情緒が1クラスということで、通常学級に比べて特別支援学級が多いというような状況がございます。これにつきましては、また大宮小学校から黒田小学校に分散ということに加えまして、また今後の計画の中で自閉・情緒学級の増設、あるいは中学校のほうにも特別支援学級の開設というようなことを視野に入れながら、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

(教育委員)

大宮小学校、それから富士宮第二中学校は同じ学区でありますし、黒田小学校との地域的關係においても同様なことが考えられるということ。加えて、既に富士宮第二中学校でも7学級の特別支援学級があるという実態が分かりました。当然、地域的にも小学校と同様な形で、中学校についても速やかな対応が必要だろうと思われまますので、引き続き対策をお願いしたいと思います。

それから、同様に内規の中で、ハード、ソフトともに対応が難しいのだろうと思われる肢体不自由の児童生徒に対して、富士根南小中学校で市域全域を対応しているとあります。その中で、特に移動が難しいと思われる子供たちに対して、富士宮市の1か所にしかその施設並びに対策の人的な投資がされていないと思われるのですが、ここで課題となっているようなことがもしありましたら教えていただきたいと思ひます。

(学校教育課)

現在、肢体不自由の特別支援学級ということで富士根南小中学校にございますが、今年度は中学校のほうについては休級しています。ただ、知的学級に在籍している方が施設設備の整っている富士根南中学校に通う例があります。また、富士根南中学校が以前から肢体不自由の学級が開設されていたということで、エレベーターが設置されていたりなど、施設的には市内の中でも整備されているというような現状があります。

現在、通うことについて不自由なく行っているところではございますが、これが少し遠方ということになってきますと、送迎を保護者の方をお願いをしてということになりますので、前もって情報を集めながら、また教育総務課とも連携を取りながら進めていきたいと考えているところです。以上です。

(教育委員)

今のお話に関してですが、県内の市町村での対応は、一定の基準があると思うのですが、富士宮市の場合は今のような対応で充足されていると考えればいいのでしょうか。

(学校教育課)

現時点では、富士根南小中学校というところで対応できています。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。いいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、教育委員会としましては対象となる通学区域の変更について、富士宮市立小中学校通学区域審議会に諮問するという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

それでは、御異議なしと認めます。よって、本件について富士宮市立小中学校通学区域審議会に諮問することとします。

第6 令和3年度高校生議会の報告

(教育長)

次に、「日程第6、令和3年度高校生議会の報告」に移ります。

事前に資料はお配りしてありますので、質疑から行いたいと思います。質問等がありましたらお願いします。

(教育委員)

星陵高校の生徒が質問された中で、1人1台パソコンの利用について述べられています。その内容は教員への研修の充実だったり、SNSを利用する危険性、あるいはプライバシーの対応などについて十分な講座を開くなどの対応をすべきだという指摘となっています。これはそのとおりだと思いますし、学校教育課で答弁している内容で的を得ていると思います。その中で、市内の子供たちが小学校のときは公教育の立場で1人1台端末を使って学習していたが、私立中学校へ進学した場合、その子供たちが小学生のときに使っていたパソコンはどうなるのでしょうか。また、今後、小中学校の子供たちに1人1台端末を使って、例えばコロナの情報だったり、情報リテラシーに関する様々な教育をしていくというときに、私立中学校に通う子供たちに対する対応はどういうふうにしていくのでしょうか。さらに言うと、学習以外に1人1台端末が、様々な形で子供と家庭と学校の情報ツールになっていくのだらうと思います。その時に、私立中学校に通う子供たちに対してはどうかと疑問に思ったものですから、現状、あるいはこれからの方針が分かっていたら教えていただきたいと思います。

(学校教育課)

教育の機会均等、あるいは義務教育という観点から御指摘を伺いまして、実際に私立中学校に通われている保護者から聞いた情報によりますと、学校で端末を全員分購入して、生徒に配布しているということはないです。基本的には学校が保護者に購入をお願いしていて、自分で準備したものを学校に用意できた方は持っていく形で対応しています。一方、公立小中学校の備品として整備しているものですから、そういった私立中学校に進んでいく子供に対して備品ですとか、アカウントの管理というところが公教育のほうで管理できないという部分があります。ただし、公立の小中学校と私立学校の情報リテラシーについては、公立と私立で情報交換がやはり必要かと考えます。生徒指導の部会等で私学の先生方もいらっしゃる機会もございますので、そういったところで情報交換をしながら、お互いにプラスになっていけるようなすり合わせをしていく必要があるかと考えております。

(教育委員)

予想したとおり、私学の先生方との情報交換などを通じて、ICT教育の中断や格差、あるいは学校教育の機会均等が損なわれるということがないような形で対応されているというお話ですが、例えばこのGIGAスクールに関する担当者会議のような方法で、義務教育の先生方と、それから私学の先生方と定期的な情報交換をするようなシステムもつくったらいかがでしょうか。そう申しますのは、単なる教育だけではなく、子供と家庭と学校との情報ツールとして、今後1人1台端末が位置づけられていく可能性が高いわけです。新型コロナウイルス関連で、そこに住む子供たちが同様な形で対応すべき物事などがタイムリーに伝わっていくという観点では、有効なツールとして考えます。そういったものの使い方やセキュリティの関係というようなことについても同様なレベルで子供たちの意識を高めていく必要があるだらうと思いますので、GIGAスクールに関する私学の先生方との協議をする場を設けていただきたいと思います。

(学校教育課)

貴重な御意見だと思いますので、担当のほうに伝えます。また、こちらの思いだけでなく、私

学の担当の方の思いもあるかと思しますので、そういったところで意見を交換してみる必要があるかなというふうに考えております。御意見ありがとうございます。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、以上で質問を終わりにします。